

別表 法第 10 条第 10 項の規定に基づく条件の例（第 4 節第 18 関係）

項 目	条 件 例 文	留 意 事 項
一般的事項		1 申請書の記載事項として明らかにされる「支障木の伐採」等の関連行為について、その内容が妥当なものであると認められる場合は、下記留意事項で特に付すこととしているものを除き、条件は付さないものとする。 2 下記の例文以外の条件を付す必要がある場合は、法第 10 条第 10 項の主旨に留意すること。 3 2 項目以上の条件を付す場合は、下記の例文の順序を参考とすること。 4 下記の例文は、特別地域における申請を対象としているので、特別保護地区における申請の場合は、「風致の保護上」とあるのは「景観の保護上」と、普通地域における申請の場合は「風景の保護上」と書き換えて用いること。 5 年月日には元号を付けることとする。また、月末を表す場合には、「30 日」「31 日」等を用い、「末日」は用いない。
(1) 期間の限定	工事の施行期間は、年 月 日から 年 月 日までとすること。	1 工事の施行を伴う申請について、国立公園の保護又は利用上、工事の施行を一定の期間に限定する必要がある場合に用いる。 2 「年」は、工事が数年にわたり、かつ毎年同一時期に工事の施行期間を限定する必要がある場合には、「毎年」とする。
(2) 支障木の処理	ア 支障木の伐採は、必要最小限とすること。 イ 支障木のうち移植可能なものは、に移植すること。	工事の施行に伴い伐採される支障木がある場合に用いる。 1 移植可能であり、かつ移植すべき支障木がある場合に用いる。 2 には、「敷地の道路側」「建築物の南側」等移植すべき場所を具体的に記載する。 3 必要に応じて、アと組み合わせて用いる。 (例) 支障木の伐採は、必要最小限とするとともに、移植可能なものは……
(3) 施行上の注意	ア 工事の施行に当たっては、の（谷/海）側に編柵を設ける等の措置を講じて土石を崩落させないこと。 イ 工事の施行に当たっては、（汚濁防止膜/沈澱池）を設置する等の措置を講じて周辺（水/海）域に（土砂及び濁水/濁水）を流出させないこと。	1 山岳地、海岸等の急傾斜地における工事の場合に用いる。 2 には、「道路」等工作物の種類を具体的に記載する。 河川、湖沼又は海に、土砂、濁水等が流出するおそれがある場合に用いる。

	<p>ウ 工事に携わる作業員等工事関係者に対しては、植物の採取、野生動物の捕獲、ごみの投棄等風致の保護上好ましくない行為を行うことのないよう作業員心得を作成し、これを遵守させること。</p>	<p>多数の作業員が、工事現場及びその周辺に出入りするような工事を伴う場合に用いる。</p>
<p>(4) 工作物等の意匠</p>	<p>ア には、自然石又は自然石に模したブロックを使用すること。 イ は、自然石に模した表面仕上げとすること。</p>	<p>1 コンクリート等による人工構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、自然の素材を使用し、又は自然の素材に模した仕上げをする必要がある場合に用いる。 2 には、「擁壁」「堰堤」等対象を具体的に記載する。 3 対象が、石積み又はブロック積みの場合はアを、コンクリート造り又は石積み等との併用の場合はイを用いる。</p>
	<p>ウ の色彩は、 ××(色)系統とすること。 地方環境事務所(自然環境事務所)の指示に従うこと。 既存部分と同一配色とすること。</p>	<p>1 人工の構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、建築物等の色彩を指定する必要がある場合に用いる。 2 には、「屋根」「外壁」「増築する建築物外部」等対象を具体的に記載する。 3 色彩を指定する場合は を用い、具体的に指定する必要がある場合は「××色とすること。」として差し支えない。 また、細部の調整が必要な場合は を用い、増築又は改築の場合には を用いる。</p>
<p>(5) 残土、廃材の処理</p>	<p>(残土 / 既存 の撤去に伴う廃材) は、 国立公園区域外に搬出すること。 申請書添付「 図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理すること。</p>	<p>1 工事の施行に伴う土地の切り盛りによって残土が発生する場合又は既存施設の撤去によって廃材が生じる場合であって、国立公園区域外への搬出を指定する場合は を用いる。 2 残土又は廃材は、国立公園区域外へ搬出することが望ましいが、現場の状況等により、国立公園区域外への搬出が合理的でない場合であって、特別地域内で風致に支障を及ぼすことなく処理できる場合には を用いる。また、普通地域内で処理する場合には、 の「風致の保護上支障のないよう」を「適切に」と置き換えて用いる。 3 には、「倉庫」「電柱」等撤去する工作物を具体的に記載する。 4 「 図」には、添付図面の名称を記載する。 5 残土及び廃材の両方を処理する必要がある場合には、「残土及び既存 の撤去に伴う廃材は、」として一括して差し支えない。 6 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例)</p>

		残土は、申請書添付「 図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理するとともに、当該 には、張芝、種子吹付等により……（ には、「土捨場」「残土処理場」等申請書に用いられている名称を記載する。）
(6) 建築物等の撤去	ア は、年 月 日までに撤去すること。	1 特に期限を決めて公園施設の一部を撤去させる必要がある場合に用いる。 2 には、「付帯避難小屋の全部」「既存宿舎の一部」等撤去する工作物及びその範囲を具体的に記載する。 3 (2) - 3 参照のこと。 4 必要に応じて、(7)跡地の整理及び(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 当該 は、年 月 日までに撤去し、跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する……
	イ 工事に伴う仮工作物は、行為完了後直ちに撤去すること。	1 工事に仮工作物の設置が伴う場合に用いる。 2 ア - 4 参照のこと。
(7) 跡地の整理	跡地は、風致の保護上支障のないよう整理すること。	1 工事完了後、工事箇所又はその周辺の整理が必要な場合に用いる。 2 には、「既存建築物撤去」「工事施行」「資材置場」等、対象を具体的に記載する。 3 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する……
(8) 緑化	ア には、当該地域に生育する植物と同種の植物により張芝、種子吹付等により緑化を行うこと。	1 工事に伴い生じる裸地等の土砂の流出を防止するために緑化が必要な場合、又は構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために修景のための植栽を必要とする場合などに用いる。 2 には、「建築物の北側」「切土法面」「工事に伴う裸地」等、緑化を行うべき場所を具体的に記載する。 なお、道路の改良等で廃道が生ずる場合には、「廃道敷は、舗装を撤去し、客土した上、当該地域に……」のように用いる。 3 の「植物」は、必要に応じて「樹木」等と置き換えても差し支えない。 4 緑化には、当該地域周辺より供給された種苗(移入種を除く)を用いることを基本とするが、当該地域周辺からの種苗の供給が困難な場合は同種の植物を用いる。また、早期に緑化が必要な場合、又は、現場の自然環境等の状況でやむを得ない

		<p>場合は を用いる。</p> <p>5 必要に応じて、(5)残土、廃材の処理、(6)建築物等の撤去、(7)跡地の整理と組み合わせて用いる。 (例文は各項目を参照のこと。)</p>
	<p>イ には、当該地域周辺より供給された種苗(移入種を除く)により緑化を行うこととし、緑化工の施工に当たっては(工事の施工/土石の採取)に伴い切り取られる(表土/表土及び植物)を使用すること。</p>	<p>1 工事が、特別保護地区、第1種特別地域等自然環境保全上特に重要な地域において施行される場合であって、表土等を緑化工に使用する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 ア - 2 参照のこと。</p>
	<p>ウ モルタル吹付の前には、ロックネット等を設置した上で、つる性植物を植栽し、緑化すること。</p>	<p>通常の緑化工では法面の崩壊が防止できないため、やむを得ずモルタル吹付を認める場合であって、風致の保護上前面を植物により隠ぺいする必要がある場合に用いる。</p>
(9) 維持管理	<p>の入り口には、当該道路の目的を明記した標識を掲出する等、一般車の乗り入れを制限する措置を講ずること。</p>	<p>工所用道路等への一般車の乗り入れにより、風致の保護上著しい支障が生ずると予想される場合に用いる。</p>
(10) 報告	<p>ア の進捗状況について、天然色写真を添え、××ごとに、 に報告すること。</p>	<p>1 工事が長期にわたる場合であって、その進捗状況を把握しておく必要がある場合に用いる。</p> <p>2 天然色写真の添付は、特に必要な場合に求めることとし、それ以外の場合は天然色写真を添え、」を削除すること。</p> <p>3 ××には、「1年」「半年」「四半期」等と記載する。</p> <p>4 には、「自然環境局長」「 地方環境事務所長」「(自然環境事務所長)」等を必要に応じ使い分ける。</p>
	<p>イ 行為完了後、(第 項及び第 項/前 項)の履行状況について、天然色写真を添え、 に報告すること。</p>	<p>1 風致の保護のため、条件の履行状況を確認する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 ア - 2、4 参照のこと。</p>
	<p>ウ 毎年4月30日までに、前年度分の月別利用者数(と平均滞在日数)に関する調書を、 地方環境事務所長(自然環境事務所長)に提出すること。</p>	<p>1 宿舎、野営場、スキー場等で、施設の利用者数を把握しておく必要がある場合に用いる。ただし、分譲型ホテル等にあっては、分譲型ホテル等に係る通知定める条件例文を用いる。</p> <p>2 上記事業に係る当初認可においては、原則として付すものとする。</p>
(11) 施設の供用開始	<p>年 月 日までに施設の供用を開始すること。</p>	<p>1 利用施設について、国立公園の利用上、供用開始の時期を特に事業者には義務づける必要がある場合に用いる。</p> <p>2 従業員宿舎、管理棟等の管理のための施設の工事の場合には指定しない。</p> <p>3 運輸施設又は道路法による道路に関する公園事業の場合は、指定しない。</p>